

第 7 号

令和 6 年 10 月 1 日

岡山県公安委員会

運転技能検査の委託に係る岡山県公安委員会が認める法人の認定の審査実施 要領

道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第108条第1項及び道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第31条の4の2の規定により、運転技能検査の委託に関し、当該検査を行うのに必要かつ適切な組織及び能力を有すると認める法人の認定の審査を、次のとおり実施します。

記

第1 認定の審査に係る業務

運転技能検査

第2 業務の内容等

1 業務の内容

法第97条の2第1項第3号イ等の規定による運転技能検査

2 実施場所

岡山県公安委員会が別途指定する場所

3 委託予定期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

第3 認定要件

認定を受けることができる法人は、次に掲げる要件のいずれにも該当する法人とする。

1 組織要件

(1) 道路における交通の安全に寄与することを目的とする一般社団法人又は一般財団

法人その他の法人であること。

(2) 次のいずれかに該当する者を役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこ

れらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問

わざ、当該法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者

と同等以上の支配力を有すると認められる者を含む。以下同じ。) とする法人でな

いこと。

ア 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受ける

ことがなくなった日から起算して2年を経過しない者

ウ 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を行う
おそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者

エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第12
条若しくは第12条の6の規定による命令又は同法第12条の4第2項の規定による
指示を受けた者であって、当該命令又は指示を受けた日から起算して2年を経過
しないもの

オ アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者

カ 心身の障害により、本件業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意
思疎通を適切に行うことができないと認められる者

(3) 県内に事務所又は営業所（以下「事務所等」という。）を有していること。

(4) 税金並びに健康保険、厚生年金保険、労働者災害補償保険及び雇用保険（これら
に相当する他の保険制度を含む。）に係る保険料を滞納していないこと。

(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再
生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこ
と。

2 能力要件

(1) 事務所等に、本件業務を管理する者（以下「管理責任者」という。）を配置する
ことができるること。

(2) 運転技能検査の運用に関する規程（令和4年岡山県公安委員会規程第5号）に定
めるところにより、本件業務の実施に必要な資格、能力等を有するものとして運転
技能検査を行うために必要な人数の運転技能検査員を本件業務の履行場所に配置す
ることができること。

(3) 本件業務に従事する被用者等に対し、道路交通関係法令の内容に関する教育訓練
を行うことができること。

第4 認定の審査に係る手続

1 提出書類

認定の審査を受けようとする法人は、所定の認定審査申請書のほか、次に掲げる書
類を提出しなければならない。

(1) 別途定める様式による書類

ア 役員の氏名及び住所を記載した名簿

イ 役員が第3の1(2)の要件を満たしていることを誓約する書類

ウ 納入証明書等（保険料の未納額がないことに係る証明書等）

エ 第3の1(5)の要件を満たしていることを誓約する書類

オ 事務所等の所在地等を記した書類

カ 管理責任者として指定する者並びに本件業務に従事する検査員の略歴等を記載した名簿（いずれも申請時において確保している者（申請時において、委託開始までに確保することが決定している者を含む。）に限る。）

キ 申請時において管理責任者又は必要な検査員を確保することができない場合においては、本件業務の委託開始までに確保するための計画、確保することを誓約する旨等を記した書類

ク 本件業務に係る施設等の調達に係る書類

(2) 申請者の様式による書類

ア 定款若しくは寄附行為又はこれらに準ずる書類

イ 貸借対照表、損益計算書等の財務諸表（申請時の直近年の決算報告）

ウ 内部組織体制、職員の事務分掌、職員数等の組織の概要を記した書類

エ 就業規則その他の被用者に係る勤務条件、研修等に関する内部規程

(3) 官公庁所定の証明書又はその写し

ア 登記事項証明書（全部事項証明書のうち、履歴事項証明書）

イ 法人税、消費税及び地方消費税、県税並びに市町村税に係る納税証明書（未納の税額がないことに係る証明書）

ウ 管理責任者として指定する者に係る安全運転管理者等講習修了証書の写し等

2 提出書類の特例

認定の審査に係る申請を行う法人が法第99条第1項の規定による指定自動車教習所の指定を受けている場合にあっては、所定の認定審査申請書のほか、1(1)ウ及び(3)イに掲げる書類の提出をもって足りることとする。

3 提出期間

令和6年10月3日から令和6年12月2日まで（岡山県の休日を定める条例（平成元年岡山県条例第2号）第1条第1項に規定する岡山県の休日（以下「岡山県の休日」という。）を除く。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時までの間とする。ただし、郵便等（書留郵便その他これに準ずる方法に限る。以下同じ。）による場合は、令和6年12月2日必着とする。

4 提出場所

郵便番号709-2192

岡山市北区御津中山444番地3

岡山県警察本部交通部運転免許課（岡山県運転免許センター内）

5 提出方法

4の提出場所へ持参又は郵便等により提出すること。

第5 認定審査申請関係書類の配布

1 配布期間

令和6年10月1日から令和6年12月2日までの間とする。

2 配布場所等

(1) 窓口配布

1の配布期間中（岡山県の休日を除く。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで（1の配布期間の最終日については、午後4時まで）、岡山県警察本部交通部運転免許課において配布する。

(2) ホームページからのダウンロード

ホームページアドレス <https://www.pref.okayama.jp/site/kenkei/>

(3) 郵送配布

返信用の封筒（角形2号に返信先の宛名を明記し、180円分の切手を貼ったもの）を同封して、第4の4の場所に請求すること（令和6年11月20日までの消印のあるものに限り受け付ける。）。

第6 認定の審査に係る結果の通知

申請者に文書で通知する。

第7 認定の有効期間

認定した日から令和8年3月31日までとする。ただし、第3に掲げる要件を欠くことが判明したときは、当該認定を取り消すことがある。

第8 問合せ先

岡山市北区御津中山444番地3 岡山県警察本部交通部運転免許課

電話（086）724-2200（内線520・521・522）